

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に係る全道説明会 質疑応答内容

番号	問	回答
1	代理者の扱いについて。委任状が添付されている場合、申請者名を建築主とすることはできないのでしょうか。	委任状が添付された場合であっても、畜舎建築利用計画の申請者は生産者となるため、申請者名を建築主とすることはできません。
2	資料6 P26 番号5の事例は、3250㎡の畜舎等として、技術基準審査は必要になるのではないのでしょうか(構造上は別棟ですが、畜舎としては3000㎡超のため) 法文上の根拠を踏まえてご教示ください。	【全道説明会での回答を修正】 畜舎特例法では、省令第6条第2項でエキスパンションジョイントなどの相互に力を及ぼさない渡り廊下で接合した場合、構造計算上についてのみ別棟と見なすと規定されており、建屋としては一棟と扱われるため、総床面積が3,000m ² を超える場合は、法第3条第3項第4号に係る技術基準審査は必要となります。 そのため、資料6のP26のパターン5及び6の両方とも総床面積が3,000m ² を超えているので、技術基準の審査が必要となります。
3	平屋の定義について、事務所部分のみ2階を作るのは可能ですか？	畜舎特例法はあくまで畜舎と堆肥舎の建築に係るものであり、平屋が建築条件となっているため、事務所や事務所部分を2階に建築することは認められません。 同様に、畜舎等の事務所として、別棟として建築することも認められておりません。
4	①認定申請書提出後、申請内容に不備等があった場合、補正が必要となるのでしょうか？補正が必要な場合、補正が完了するまで、認定の通知はされないのでしょうか？	申請内容に不備があった場合は、当該審査担当者から補正等について依頼することになり、申請内容の不備に対する補正が確認できるまでは認定されません。 また、認定後に不備等が確認された場合は、別途変更申請として提出いただくこととなります。
5	②認定申請書を提出した後、工事で申請内容と異なる変更をしようとする場合、補正が必要な場合、補正が完了するまで、認定の通知はされないのでしょうか？	現在の建築確認申請に係る変更手続きが生じる程度の内容である場合にあっては、補正(変更申請)が必要となりますが、軽微なものについては届出で完了できる場合もあるため、必要に応じてご相談ください。
6	申請方法はすべて書面提出で郵送でしょうか	基本的には農林水産省共通申請サービス(通称:eMAFF)における申請を前提と考えておりますが、書面提出についても受け付けておりますので、申請者のご都合に合わせて提出願います。
7	確認申請の提出が不要な場合、工事届の提出は従来通りですか？	畜舎特例法において、工事届は提出不要となります。

8	<p>農振農用地や農地転用の許可を取っているかについて、利用申請書内に記載する箇所はないということによろしいですか。</p> <p>いずれの計画も工事着手は認定後でないといけないということによろしいか。</p>	<p>農振農用地や農地転用の許可を取得せず畜舎等を建築することができないため、申請は農地転用等の許可取得前でも可能ですが、認定の通知については、許可を取得した旨を確認した後となります。</p> <p>また、工事の着手は認定後となり、認定前に工事着手した場合は、畜舎特例法は適用されません。</p>
9	<p>資料3の表だけでは、敷地内の畜舎ごとに、畜舎特例法と建築基準法の適用を分けて申請できるようにも見えますが、国交省説明によると、2つの法令を同じ敷地に適用できないこととされていますので、その扱いについて説明をお願いします</p>	<p>建築基準法に基づき建築された畜舎と畜舎特例法に基づき建築された畜舎等の敷地は分ける必要があり、同一敷地内に建築基準法と畜舎特例法の建築物を混在して建てることはできません。</p> <p>そのため、既存畜舎等(建築基準法で建築)を増築する場合は、</p> <p>①既存部分も含めて畜舎特例法の認定を受ける。 ②増築部分も建築基準法に基づき建築する。(畜舎特例法を適用しない。) のどちらかの方法を取る必要があります。</p>
10	<p>(P32)滞在人・時間について</p> <p>① 確認方法は農家への聞き取りで良いのか？</p> <p>② その内容にて認定申請書を提出したが、実際が変更となった場合の対応はどうか？</p> <p>例えば床面積3,000㎡以下の滞在時間24時間以下としていたところ、24時間を超えて3,000㎡超の基準になってしまったら、取消しのようなことになる等。</p> <p>③ 建設後にもその利用時点の確認を行うのか</p>	<p>①代理者が畜舎建築利用計画を作成する場合は、農業者への聞き取りや作業日誌等を踏まえ、滞在時間等を試算することになります。</p> <p>②利用基準の規定違反となるため、法令遵守に向けて是正していただくことになります。</p> <p>③建築後の利用基準等の確認については、5年に1度の定期報告で行うことになります。</p>
11	<p>畜舎特例法による畜舎建築の利用計画を申請する場合は建築士が設計を行うことを対象としているが、構造規定の緩和などにより建物に甚大な被害が生じた場合の責任の所在はどこにあるのか。</p>	<p>畜舎特例法は、建築基準法よりも緩和された基準に基づき畜舎等を設計するものであることから、設計士が畜舎特例法の技術基準に基づき設計をした、設計書通りに施工した場合にあっては、認定計画実施者(建築主)の責任となります。</p>
12	<p>畜舎特例法における畜舎等においても、建築基準法施行令第114条第3項第3号の規定に基づく小屋裏隔壁の設置を要しない畜舎等の基準を定める件(平成6年8月26日建築省告示1882号)は適用されるのか。</p>	<p>省令第25条において「建築面積が300m²を超える畜舎等の小屋組が木造である場合においては、当該畜舎等は、前条各号に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法施行令第114条第3項並びに同条第5項において準用する同令第112条第20項及び第21項の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。」と規定されていることから、建築基準法と同様に適用されます。</p>

13	<p>施行規則第64条第3項イにおいて別表第1の各項に掲げる図書とありますが、別表第1の平面図の項の明示すべき事項の中に『間取り、各室の用途及び床面積』とあります。この床面積とはトイレ、機械室、バルク室等、全ての室の床面積を平面図に明示するということでしょうか。</p>	<p>各室の床面積の合算と全体の床面積の合算の突合等を行うため、各室ごとの床面積を明確にさせていただく必要がありますが、床面積求積図等の平面図以外の提出資料において、各室の床面積が明示されているのであれば、平面図に明示する必要はありません。</p>
14	<p>同条第4項の委任状についてですが書式は任意のもので宜しいでしょうか。又押印は必要ですか？</p>	<p>委任状については、今後、参考様式として規定しますので、必要に応じて活用ください。また、押印については、規制はありません。</p>
15	<p>畜舎利用計画の認定申請書のワード又はエクセルのデータはないでしょうか？</p>	<p>農林水産省のホームページで掲載されております。</p>
16	<p>・認定審査手数料は現金でしょうか？又は北海道収入証紙等でしょうか？ 証紙等の場合、貼り付け台紙等はあるのでしょうか？</p>	<p>認定審査手数料について、北海道電子申請システムに基づくインターネット納付又は収入証紙による納付の2種類を予定しております。畜舎特例法の認定審査手数料については、畜舎等の建築等の内容を勘案して、都道府県で算出の上、申請者にお伝えする予定としており、収入証紙による納入については、申請書提出後、北海道庁から審査手数料を記載した収入証紙貼付台紙を送付します。</p>
17	<p>畜舎特例法では消防同意が不要となっておりますが、消防関連への申請等については全て不要という認識で良いか。</p>	<p>畜舎特例法においては、消防法第7条及び建築基準法第93条に係る消防同意については不要とされておりますが、消防法第9条に基づく火災予防に係る市町村条例への適合や、第17条に係る消防設備等の維持や市町村条例への適合については必要となります。そのため、消防法第9条に係る各市町村の火災予防条例への適合及び使用開始届と完成検査等、消防法第17条に係る消防設備の検査等については畜舎特例法においても実施する必要があります。</p>
18	<p>建築基準法に基づく特定畜舎では、「居室を設けないこと」と規定されておりますが、畜舎特例法では居住のための居室を有しないと規定されており、従業員の休憩室については、設置可能との見解があった。 建築基準法の特定告示と畜舎特例法の居室は異なるものという理解で間違いはないか。</p>	<p>畜舎特例法における居室の定義については、「居住のための居室がないこと」とされており、長時間の滞在（就寝等）以外の休憩室は居室に当たらないこととされています。一方で、建築基準法の特定畜舎の告示では、第1において「居室を設けないこと」とされており、休憩室についても居室に該当することから建築が認められておりません。 畜舎特例法の省令では、この建築基準法の告示第1を満たすことは条件とされていないことから、貴見のとおり畜舎特例法と建築基準法の告示で居室に係る考え方は異なります。</p>
19	<p>畜舎特例法では、積雪荷重等について建築基準法の特定畜舎告示第3条第2項に規定する積雪荷重によって生ずる力と規定されているが、建築基準法の特定畜舎の告示を適用した場合、北海道建築基準法施行条例は適用されないという認識で問題ないか。</p>	<p>貴見のとおり、特定告示で建築する畜舎等に対しては、北海道の建築基準法施行条例の効力は及びませんので、建築基準法施行細則第16条の3に規定される計算式は適用されません。</p>

20	<p>建築基準法においては、棟としての増築の他、敷地に対する増築も含まれているが、畜舎特例法の増築の考え方も同様と考えて良いか。</p> <p>この場合、建築基準法で建築した既存畜舎の同一敷地内に用途上不可分の畜舎等を畜舎特例法で建築した場合、既存畜舎等も畜舎特例法の認定を受けられるのか。</p> <p>また、上記の内容が認められない場合、敷地を分割する必要があり、接道条件を満たすことが難しくなり畜舎特例法の適用を断念する可能性も考えられるが、どうか。</p>	<p>畜舎特例法では、法第3条第1項において、建築等をした場合に限り認定等の対象となると規定されていることから、御意見の事案にあつては、既存畜舎等に構造等の変更を及ぼさないことため、既存畜舎等と用途上不可分の関係にあつたとしても、増築と見なすことはできず、既存畜舎等と敷地を分ける必要があります。</p> <p>ただし、畜舎特例法で建築した既存畜舎の敷地内に別棟として用途上不可分の畜舎等を建築する場合は、敷地に対する増築の考え方は認められます。</p> <p>また、接道条件について、畜舎特例法においても、現行の北海道建築基準法施行条例と同等の規定を施行条例で規定していますが、当該規定には、「建築物の敷地の周囲に広い空地がある等の条件下において、知事が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。」の除外規定を設定していることから、当該規定に該当する旨を整理することで、敷地を分割しても畜舎等の建築が可能になると想定されます。</p>
21	<p>畜舎特例法を活用して建築する場合に、離農農家の畜舎等に使用されていた建築部材を再利用することは可能か。</p>	<p>検討中</p>